

栃木県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物行政処分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の定めるところにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）の規定により栃木県（以下「県」という。）が行う行政処分の基準及び手続きを定め、当該行政処分の公平性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく行政処分等の実施について（通知）（平成29年環循規発第1710024号、環循施発第1710021号）及び行政手続法の規定の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 処分期間等違反

保管事業者が法第10条第1項又は第3項の規定に違反する行為であり、保管事業者が保有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処分期間（法第10条第3項各号のいずれにも該当する保管事業者においては、「特例処分期限日」）内に中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）への処分委託契約が成立していない場合をいう。

(2) 改善命令

法第12条第1項の規定に基づき、保管事業者に対し、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置（以下「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることをいう。

(3) 代執行

法第13条第1項の規定に基づき、県が自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることをいう。

(4) 処分等措置を講じないとき

処分等措置に必要な委託契約を行わないときをいう。

(5) 講じても十分ではないとき

処分等措置の一部を実施したものの、その全部を講じたとは認められないときをいう。

(6) 講ずる見込みがないとき

催告後も履行の意志がないことを明確に表示している、または履行のための経理的基礎がないことが確認されているなど、期限までに命令が履行されることが客観的に明らかなきをいう。

(7) 過失がなく、当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき

保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、通常必要とされる行政調査を実施しても、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管事業者を知ることができないときをいう。

- (8) 改善命令により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき
別に定める日の翌日以降に JESCO への処分の委託がなされていない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確認されたときをいう。

(弁明の機会の付与)

第3条 前条第2号に規定する改善命令を行おうとするときは、行政手続法第13条第2項第1号に該当する場合を除き、弁明の機会の付与に関する手続きを経た上で決定するものとする。

(改善命令の基準)

第4条 改善命令は、処分期間等違反した場合に、保管事業者に対して期限を定めて行うことができる。

(代執行の基準)

第5条 代執行は、処分期間等違反をした場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行うことができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは代執行を実施し、代執行に要した費用を徴収することがある旨をあらかじめ、公告する。

- (1) 改善命令を受けた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分ではないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- (2) 改善命令をしようとする場合において、過失がなく、当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。
- (3) 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、改善命令により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

(代執行に要した費用の求償)

第6条 県は、第2条第3号に規定する代執行に要した費用については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用して、当該保管事業者から徴収するものとする。なお、徴収しようとするときには、当該保管事業者に対して、徴収しようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(公表)

第7条 県は、改善命令または代執行の実施について、公表するものとする。ただし、公表することにより、個人又は法人の権利利益を著しく害するおそれがあるときは、当該行政処分の事実等の全部又は、一部を公表しないことができる。

(報告)

第8条 県は、代執行を行った場合、その結果について、国に対し、報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和3(2021)年12月13日から施行する。